

「リカードウ評伝」の試み(10)

—生涯・学説・活動—

中村 廣治

- 序 章 デイヴィッド・リカードウの生涯・第1期
- 第1章 「地金論争」におけるリカードウ
- 第2章 マルサスとの利潤率規定法則論争
- 第3章 『利潤論』
- 第4章 『経済学原理』前夜
- 第5章 『経済学原理』序説
- 第6章 「経済学の原理」(1)——「価値・「地代」および「価格」章——
- 第7章 「経済学の原理」(2)——「賃金」・「利潤」および「外国貿易」章——
- 1 「賃金」章
 - 2 「利潤」章 (以上, 5巻4号, 6巻1, 2, 4号, 7巻1, 2, 3, 4号, 8巻1号)
 - 3 「外国貿易」章
 - (1) 「外国貿易」章の位置
 - (2) 「外国貿易」の利潤率への影響——「価値量不変」命題に基づき——
 - (3) 「比較生産費」命題
 - (4) 「外国貿易」と国際的金配分
- 第8章 「租税」編
- 1 「租税」編の位置と構成
 - 2 「租税の原理」あるいは租税総論
 - 3 「原生産物に対する租税」
 - 4 「地代税」, 「十分の一税」および「地租」

- 5 「金に対する租税」ならびに「家屋税」(以上, 本号)
- 6 「利潤に対する租税」および「賃金に対する租税」
- 7 「救貧税」
- 8 「原生産物以外の諸商品に対する租税」
- 9 その他——「輸出奨励金」, 「生産奨励金」および「生産者に対する租税」

3 「外国貿易」章

(1) 「外国貿易」章の位置

「外国貿易」章は、経済モデルとしてみれば、外国貿易を国際的な商品交換として捉えるモデルと、現実に接近して外国為替に媒介される国際的商品売買と捉えるモデルからなり、後者は、おのずからこれによる国際的金配分が考察される。

しかし、「経済学の原理」を構成する一章としては、すでに本稿・第5章で論じたように(マルサスとの「貿易・利潤率」論争以来の問題に対するリカードウの最終の結論を与えるという形成論的関連もさることながら), 賃金による利潤規定という「経済学の原理」が「外国貿易」を考慮に入れてもいささかも揺るがないことを、第一義的な論証課題とする。この点は、(2)において具体的に示される。その意味において、またその限りにおいて、「外国貿易」章は、これに先立つ「利潤」章の補足をなすものとして位置づけられる。もとより本章の意義はこれに尽きるものではなく、周知のように、「外国貿易」のもたらす「利益」を初めて理論的に論証する独創的な偉業を含み、もって彼を貿易論ないし国際経済学の「父」とする¹⁷⁾。しかしそれも、自由な外国貿易がいかに諸商品を豊富・安価にするか、という第一の利潤率に関わる課題の論証の一環として与えられていることを忘れてはならない。

(2) 「外国貿易」の利潤率への影響——「価値量不変」命題に基づき——

(a) 「価値量不変」命題

まず冒頭に、いわゆる「価値量不変」命題が提示される。

「外国貿易の拡張は、商品数量を増大させ、その結果享楽の総量を増大させることには、きわめて強力に寄与するだろうが、しかし直接には一国の価値

量を増大させないだろう。すべての外国財貨の価値は、それらと引き換えに与えられるわが国の土地と労働の生産物の分量によって測定されるから、かりに新市場の発見によって、わが国がその財貨の一定量と引き換えに外国財貨の二倍量を獲得するとしても、わが国はより大きな価値を得てはいないだろう。」(p.146； p.128. 上, 183ページ)

「外国貿易」を国際的な商品交換(バーター)とみなし、輸入財貨の「価値」は、それと引き換えに輸出された国産品の「価値」に等しく、したがって、一国の「価値」総量は輸出入の前後で変化しない、というのである。輸出と輸入がそれぞれ独立の経済主体(輸出業者と輸入業者)によって、それぞれの利害計算に基づいて行われることは、勿論、リカードウも承知している。したがって、明らかにそれは、「外国貿易」を理論的に説明するモデルとして想定され、バーターである限り、交換される輸出入商品数量の大小を問わず、輸入商品の「価値」は引き換えに輸出される国産品の「価値」と「等価」だ、というのである。つまり、「等価」といっても、関係両国の両商品の「価値」がある国際的な共通の「価値」、いわば「国際価値」として「等価」というのではなく、輸入品は、国産輸出品の・いわば国民的「価値」と「等価」だ、と。換言すればリカードウは、「国際価値」は成立しえないという見解を伏線にして、「価値量不変」命題を、自明のように提示しているわけである。その理由はすぐ後に示されるが、それは、彼の「価値論」の理解にも、重要な示唆を与えるであろう。

「一国内の諸商品の相対価値を規定するのと同様の法則は、二国間またはそれ以上の国々の間で交換される諸商品の相対価値を規定しない。

……

同一国内では、利潤は、概して、つねに同一水準にあるか、あるいはわずかに資本投下の安全度および快適度の多少に応じて異なるにすぎない。だが、異なる国々の間ではそうはいかない。……かりに資本と人口の増加に基づくイギリスの土地の生産率の低下の結果として、賃金が上昇し、利潤が低下するとしても、その結果、資本と人口がイギリスから、おそらくはより高利潤のオランダかスペインかロシアへ、必然的に移動することにはならないだろう。」(pp.156, 157; pp.133,134. 上, 190, 190-1ページ)

すなわち、国内と異なって、国際間では自由な資本と労働との移動がなく(少なくとも著しく制約を受け)、したがって国際的な一般的利潤率が成立しない。換言すれば国際的「自然価格」が成立する基盤を欠く。そのため、「自然価格」として表われる「価値」を規定する労働価値論も、国際的に妥当する条件が存在しない、というのである。それゆえ、輸入品の「価値」はそれと交換される輸出品の「価値」で測られ、それと「等価」として国内で評価される、ということになるのである。

(b) 「外国貿易」の利潤率への影響

明らかにこの問題は、1813年夏のマルサスとの「貿易・利潤率」論争以来の争点である(本稿、第2章・1、参照)。マルサスの主張はスミスの見解に基づくと考えて、ここでは後者の見解が批判され、リカードウの利潤規定論に沿う彼自身の見解が提示される。

すなわち、スミスによると、「新しい領土、あるいは新しい事業部門の獲得は、富の獲得において急速に前進している国でさえ、資本の利潤を……引き上げることがある。資本が配分されるさまざまな人々に新領土や新事業部門の獲得がもたらす、事業の増加の全体にたいしてはその国の資本は十分ではないので、その資本は最大の利潤を与える特定の部門にだけ投じられる。以前に他の事業に用いられていた資本の一部は、必然的にそこから引き上げられ、新規の、またはより有利な事業のどれかにむけられる。したがってそれら従来の事業のすべてにおいて、競争が以前より少なくなる。市場には多くのさまざまな種類の品物が以前ほど十分には供給されなくなる。そうした品物の価格は必然的に多少とも上昇し、それを取引する人々に以前より多くの利潤をもたらす。」(WN,p.110. 邦訳(一), 166-7ページ)

これは彼の競争論的利潤規定論に基づく当然の主張であるが、それをリカードウは、次のように受けとめる。「特定の商人が外国貿易において時に取得する大きな利潤は、その国の一般的利潤率を高めるだろう。そしてこの新しい有利な外国貿易にあずかるために、他の部門から資本を引き抜くことは、価格を全般的に引き上げ、それによって利潤を上昇させるだろう、と。……需要は引き続き同じなのに、穀物の栽培、毛織物、帽子、靴等の製造に向け

られる資本は必然的に減少するのだから、これら諸商品の価格は非常に騰貴し、その結果、農業者、帽子製造業者、毛織物製造業者、および靴製造業者は、外国〔貿易——訳者〕商人と同様に、利潤の上昇に与かるだろう、と。』(pp.147-8; pp.128-9. 上, 184ページ)つまり、貿易の拡大、あるいは新市場の発見により一般的利潤率が高められる、という論敵・マルサスの主張は、スミスのこのような見解に依拠している、とりカードウは考えているわけである。

このように主張する人々は、利潤の均等化を認める限りでは「私と同じ意見」である。しかし彼らは、「利潤の均等が利潤の一般的上昇によって生ずる」と説くが、「私は、恵まれた産業の利潤が急速に〔従来の〕一般的水準へと戻るだろう、という意見である。」(p.148; p.119. 上, 184ページ)というの第一に、穀物等々の需要が減少しない限り、それらに向けられる資本の「必然的」減少を「否定」するからであり、そうであれば、「それらの価格は騰貴しない」。外国商品の購入にあたえられる国産商品部分は、「同一」か、「より大きい」か、または「より小さい」かのいずれかである。「同一」の場合は毛織物・穀物等に対する需要は変わらず、資本の「同一部分」が、それらの生産に向けられる。次に外国商品が安価になって、「より小さな部分」が与えられる場合は、「他の物の購入に、より多くの物が残る」。これによって「他の物」(帽子・靴等)の需要が増えれば、従来、外国商品の「より大きな価値」の購入にあてられていた資本の一部が不要となるから、これらの需要増大に対応する供給増大の手段も存在する。「したがって、価格も利潤も永続的には騰貴しえない」。「より大きな部分」が与えられる場合は、反対に「他の物の購入に使用されうるものは減少し、靴・帽子等の需要は減少し、それらの生産に向けられていた資本の一部が解放されて、輸入品購入に向けられる諸商品製造に投下されよう。だから、「すべての場合に、外国商品と国産商品との合計に対する需要は、価値に関するかぎりでは、その国の収入と資本とによって制限される」。一方が増加すれば、他方は必ず減少する。それゆえ、価値量・資本量ともに不変だから、外国貿易の拡張は、永続的に利潤を引き上げることはできない (pp.148-50; pp.129-30. 上, 184-6ページ)。

とはいえ、一般に外国貿易は、諸商品を豊富・安価にする。その次第は後

述の「比較生産費」命題に委ねられるが、それを前提にすると、外国貿易は、所得を実質的に増大させることによって、資本蓄積に寄与する。資本が蓄積されうる「方法」は、「収入の増大」(利潤率の上昇)か「消費の減少」かの二つがある。外国貿易は、機械の採用と同様に、諸商品を安価にすることによって、消費の実物的内容を削減することなく、所与の所得中の消費支出額を減少させることによって、「貯蓄」を増やすことができる。つまりそれは、利潤率に直接影響せず、消費を一層潤沢にするか、または「貯蓄」を増やすという、有益な作用をもつ。しかし、豊富・安価になる物が賃金財でなければ、賃金に影響しないから、利潤に作用しない。外国貿易が利潤にも影響を及ぼしうるのは、その拡張によって「労働者の食糧と必需品を低減した価格で市場にもたらしうる」限りにおいてである。したがって、「外国貿易は、収入の支出対象となる物の総量と種類を増大させ、また商品の豊富と安価とによって、貯蓄と資本蓄積とに刺激を与えるから、一国にとって大いに有利であるが、しかし輸入される商品が労働の賃金が支出される種類のものでない限り、資本の利潤を引き上げる傾向をもたない」(pp.151-55; pp.130-3. 上, 186-9ページ)。明らかにこれは、1814年以來のマルサスとの外国貿易をめぐる論争に対するリカードウの最終決着を示すものである。しかもそれは、彼の賃金による利潤規定を首尾一貫させる形で与えられている点に注目すべきである。

(3) 「比較生産費」命題

「完全な自由貿易制度のもとでは、各国は自然にその資本と労働を自国にとって最も有利であるような用途に向ける。個別的利益のこの追求は、全体の普遍的利益と見事に結合され、……勤労を最も有効かつ最も経済的に配分する。」こうしてそれは、文明世界の全体にわたる諸国民の「普遍的社會」をもたらす。資本(と労働)の自由な移動が妨げられる国際間では、利潤率の均等化が達成されない(国際的「自然価格」が成立しない)ため、それを規定する法則としての労働価値論が妥当しない。このもとに、自由貿易体制によって資本と労働の国際的最適配分がもたらされる所以を明らかにするのが、この「比較生産費」命題である(pp.156-7; pp.133-4. 上, 190-1ページ)。い

わゆる「魔術的数字」による例証によって¹⁸⁾。

「イギリスは、[一定量の]毛織物 (the cloth) を生産するのに一年間に100人の労働を要し、また [一定量の] ワイン (the wine) を醸造しようとするれば、同一期間に120人の労働を要するような事情のもとにあるとしよう。」同国にとっては、相対的に少ない「労働」=資本しか要しない毛織物を輸出して、相対的に多くの「労働」の所産であるワインを輸入して、前者の生産に特化する方が効率的な「労働」配分であろう。

「ポルトガルで [イギリスと同量の] ワイン (the wine) を生産するには、一年間に80人の労働しか要せず、また同国で [イギリスと同量の] 毛織物を生産するには、同一期間に90人の労働を要するとしよう。」ポルトガルはワインを輸出して毛織物を輸入する方が有利であろう。ポルトガルでは、輸入される毛織物が「イギリスにおけるよりも一層少ない労働で生産されうるにもかかわらず」、なおこの「交換」が行われるであろう。「なぜなら、ポルトガルにとっては、その資本の一部分を葡萄栽培から毛織物製造へと転換することによって生産しうるよりも、いっそう多くの毛織物をイギリスから入手しうるワインの生産に、その資本を投下するほうが、むしろ有利だからである。」

「こうしてイギリスは、80人の労働の生産物に対して100人の労働の生産物を与える」。「このような交換は、同一国の個人間では起こりえない」。国際間でこれが生じるのは、「資本がより有利な用途を求めて一国から他国へ移動することは困難」なため、それぞれの国内において輸入品は、交換に輸出された国産品の「価値」と「等価」として評価される。輸出入がなければ、イギリスでは一定量の毛織物は、ワイン一定量の六分の五しか入手できないが、これをポルトガルから輸入すれば、その一定量を取得することができる。つまり、ワインを豊富・安価に入手することができる。否、それ以上を入手することができるかもしれない。というのは、毛織物一定量は、ポルトガルの「価値」で評価すれば、ワイン一定量の八分の九倍と「等価」と評価されるから、他の諸事情（運賃・保険料等）を無視すれば、さらに豊富・安価にワインを入手する場合があります。それゆえ、イギリスにとっては、

ワイン一定量の $5/6 <$ 毛織物一定量 $<$ ワイン一定量の $9/8$

の範囲で交換される限り、この交換は有利である。同様にポルトガルにとっても、

毛織物一定量の $\frac{8}{9}$ < ワイン一定量 < 毛織物一定量の $\frac{6}{5}$

の範囲で交換される限り、この交換は有利である。

各国が「比較劣位」にある産業への「労働」(=資本)投下分を、「比較優位」にある産業に移してこれに「特化」すれば、各国の労働・資本の国際的な最適配分が実現され、それぞれの所与の資本・労働によって各々の生産量が増え、こうして各国民は豊富・安価に諸商品を取得しあうことができる。自由貿易下の国際分業によって各国民は、より豊かに生活するとともに、資本蓄積を推進することができる。これによって賃金財も豊富安価になれば、輸入国の一般的利潤率をも上昇させ、これがさらに経済成長を促進する。こうして、リカードウの保護貿易批判・自由貿易政策の主張に、確固たる理論的な基礎が与えられるのである。

(4) 外国貿易と国際的金配分

「金と銀は一般的流通手段に選ばれているので、金銀は、商業上の競争により、かりにこのような金属が存在せず、諸国民間の貿易が純粹に物々取引である場合に起こるであろう自然的交易に適応するような割合で、世界の異なる国々の間に分配される。」(p.162, p.137; 上, 194ページ)

これは、勿論、『地金高価論』以来の国際的金配分論の再確認にほかならないが、「貿易」章の文脈においては、上来のバーター・モデルに基づく展開が、現実の金銀、さらには外国為替を媒介とする外国貿易においても妥当することを主張するものにほかならない。以下の叙述は、基本的には、この命題の論証にあてられていると解されよう。勿論、後に見るように、それに尽きない注目すべき点(例えば、金価値の国民的相違論——『地金高価論』では金価値の国際的均等が展開の基軸であったことを想起せよ)が含まれているが。

上来の毛織物とワインのバーター・モデルでは、一定労働量の所産の毛織物と交換に国内で得られるよりも多量のワインが得られ、また相手国でも一定労働量の所産のワインと交換に国内で得られるより多くの毛織物を取得することができる限りで、この貿易は続く。しかし輸出入の結果、「一般的媒介

物」としての金が受け取られ・支払われる場合，輸出国内で「要した費用」よりも「多額の金」が輸出品の売却によって輸入国から得られる（つまり，金で評価して利潤が得られる）限りで輸出される。例えば，イングランドでは，一年間・100人の労働に400ポンド（標準金・約110オンス）を要費したとすれば，ポルトガルでそれを超える金量（例えば，120オンス）が得られない限り，輸出されるはずがない。ワインの輸出の場合も同様である。だから，かりにイングランドでワインの新製法が発見されて，ポルトガルから輸入するよりも，より少ない金量で取得しうらうようになれば，おそらく同国では，それに応じて産業が再編成されるだろうが（ただしリカードウはこれにほとんど言及しない），毛織物の価格は変わらず，ワインの価格は下落する。ポルトガルでは，両産業の生産性に変わりはないから，（おそらく輸出用ワインの生産量は減少するだろうが）両価格とも変動しない。したがって，依然として毛織物の価格はイングランドよりポルトガルの方が高いから，暫くはその輸出が続く。しかしそれは金で支払われるほかないから，イングランドでは金が蓄積され，ポルトガルではそれが減少する。その結果，イングランド・ポルトガル間の金の「相対価値」はイングランドで低下し，ポルトガルで上昇する。これが両国の物価，当面，毛織物の価格に作用して，イングランドではそれを上昇させ，ポルトガルでは低下させ，イングランドからの毛織物の輸出を妨げることになり，金の国際的流出も止む。こうして新たな金の国際的分配が実現され，両国とも両商品を国内で生産するようになる（pp. 162-4; 137-8. 上, 194-5ページ）。

事態をもっと具体的に見れば，本来，輸出と輸入とは無関係に行われ，外国為替がそれぞれの取引を媒介する。イングランドでのワインの新製法導入以前に，ここではワイン一定量が50ポンド，毛織物一定量が45ポンド，ポルトガルではそれぞれの価格が45ポンド，50ポンドであったとする。簡便化のため運送費・保険料等を見れば，ポルトガルのワイン輸出商とイングランドの毛織物輸出商は，それぞれの一定量を，45ポンドで仕入れて，それぞれを47ポンドで相手国の輸入商に販売する。両輸入商は，それぞれを国内で50ポンドで販売することができるから，関係者のすべてが利潤をあげることができる。ワインの新製法導入後，イングランドではワイン価格が45ポンド

に下落し、毛織物の価格は変わらないとすると、ワインの輸出入はなくなるが、イングランドの毛織物輸出商もポルトガルの輸入商も引き続き有利にそれを取引することができる。

その際、イングランドの輸出商はポルトガルの輸入商に対して47ポンド相当の債権をもつ。ワインの生産改善導入前のようにワインのイングランドへの輸出が有利であれば、逆の債権・債務関係が存在するが、二つの輸出入は相互に無関係に行われるから、それぞれの輸出商がそれぞれの輸入商を支払人とする内国通貨（それぞれポンドとエスクード）建ての手形を振出す。簡便化のため、当時の外国為替市場中心地の一つ・ロンドンで両手形が出会うとすると、そこに為替相場が成立する。この場合、ポンドの需給とエスクードの需給は等しいから、（ユーザンス・市場利子率等の相違も無視すると）相場は両国通貨の金量目に依存する為替平価（例えば1ポンド=2エスクード）に一致する。このポンド為替とエスクード為替の交換（売買）により、二つの国際的債権債務関係が、それぞれ国内の債権債務関係に転換され、イングランドの輸出商は彼と無関係なイングランドの輸入商から47ポンドを、ポルトガルの輸出商も同様に同国の輸入商から94エスクードを受け取り、そのなかから国内のそれぞれの生産者（仕入先）に45ポンドまたは90エスクードを支払うことになる。この場合、国際的な債権債務関係は相殺され、金移動は生じない。

しかし、ワイン生産改善後のイングランドは、ワインの輸入を必要としないから、ポンド為替の需要に変わりはないが、エスクード為替の需要はなくなるため、エスクードに対してポンドは平価を超える為替相場が成立する（つまり、為替プレミアムがつく）。しかし、例えば相場が1ポンド=2.1エスクードになれば、それよりさらにポンド高になることはない。いま金現送費を5パーセントとすると、このポンド為替を購入して支払うのと、ポルトガルから直接イングランドに金を現送するのと同様だからである。現実には、両国間の輸出入は毛織物とワインに限らないし、また多国間で貿易が行われているから、例えば、イングランドはポルトガルに（超過）債権をもつが、オランダには債務超過であり、ポルトガルはオランダには（超過）債権をもつとすると、三国間に国際的な為替裁定が速やかに行われて金現送費枠内の相場

が成立し、金現送に至らないことがある。しかし、いまは二国間・二商品に限定されているから、英国の一方的輸出のためにポンド高が続き、ポルトガルから「ワインの代わりに貨幣」がイングランドに送られる。しかし、この状態は永続しない。イングランドでの「貨幣の蓄積と海外 [ポルトガル] での減少は、両国の毛織物の相対価値に作用するはずだから、毛織物の輸出が有利ではなくなる」。というのは、この「貴金属の新しい分配」が毛織物の価格をイングランドで引上げ、ポルトガルで低下させる」から。

しかし「一国における貨幣の減少と他国における増大は、一商品の価格だけに作用するのではなく、すべての商品価格に作用する。したがって、ワインと毛織物の価格は、双方ともイングランドで上昇し、他方、ポルトガルでは双方とも低下する」。そのため、イングランドでは45ポンド、ポルトガルでは50ポンドだった毛織物の価格は、後者ではおそらく49ないし48ポンド相当に下落し、前者では46ないし47ポンドに上昇し、ポンド手形の「プレミアム」を考慮すると、ポルトガルの毛織物輸入商は、もはや「十分な利潤」があげられなくなる。このようにして、「各国の貨幣は、バーター貿易を有利に調整するのに必要な量に割当てられる」ことになる (pp.164-7; 138-40. 上, 195-8 ページ)。

以上によって、貨幣や外国為替を考慮に入れても、バーター・モデルによる命題が基本的に妥当することが示される。この場合、貨幣量の増減による物価騰落（その逆数としての貨幣価値落騰）の説明は、確かに数量説的に見えるが、それは為替相場騰落の狭い範囲内で妥当するにすぎず、為替平価を変動させるものではない。その範囲を超える貨幣価値変動は金現送によってただちに妨げられる。つまり貨幣価値（商品購買力としての）は、その数量によって僅かに騰落するが、国際的貨幣配分の調整を通じて、所与の国際的な金平価水準の狭い上限と下限の間を振動するにすぎない。それは、国内における商品市場価格の自然価格（価値価格）からの乖離を反映するものであって、金価値については国際的な裁定が最も容易かつ速やかに行われるから、リカードウは、これを主体に論じている、と解することが可能だろう。この点において不換通貨の過剰発行による際限のない「減価」=為替の「名目的」下落（金現送を引き起こさない）と為替の「実質的」下落（金現送を引き起

こす)とは明確に区別されなければならない(『地金高価論』において、すでにこれが区別されていたことを想起せよ)。

この意味の貨幣価値変動は、現実には通例、為替相場の金平価を中心とする金現送点内の変動として表われる。それを超える変動は金現送によって速やかに抑制される。金生産事情の変化に基づく金価値自体の変化は、国際的に共通・均等だから、それが国際的に浸透するまでの経過期間を別とすると、為替平価にも為替相場にも関係がない(平価は貨幣名称を異にする異国通貨の等しい金量目を示すだけだから)。それは各国の新しい、しかし相対的には変わらない物価水準に反映されるだけである。したがって、それぞれ独立に行われる輸出と輸入が為替手形、つまりは為替相場、究極的には金現送を介して行われることは、国際的物々交換に基づいて解明された「比較生産費」命題の基本的な妥当性をなんら損なわない。すなわち、「各国の貨幣は、有利な物々貿易を調整するのに必要な分量だけ各国に割当てられる」のである(p. 167; p.140. 上, 198ページ)。

勿論、貿易の方向を規制するのは「比較優位」にあるから、輸出入商品の生産の事情が変われば、たとえば、イギリスでの毛織物生産またはポルトガルのワイン生産の困難が増大するか、あるいはイギリスにおけるワイン生産またはポルトガルでの毛織物生産が容易になるとすると、「貿易は止む」(p. 168; p.140. 上, 198ページ)。

かりにポルトガルの事情に変化はないが、イギリスのワイン生産が「もっと生産的」に行われるようになったとすると、「両国間の物々貿易」が変化し、ポルトガルからのワイン輸出が止むだけでなく、「貴金属の新しい分配」が生じ、同国への毛織物の輸入も妨げられる。「両国とも国産のワインと国産の毛織物を作ることが有利」となるだろうが、これは「奇異な結果」をもたらす。「イギリスではワインは安くなるであろうが、毛織物の価格は引上げられる」。他方ポルトガルでは、両商品とも安くなる。つまり「改善が行われた国では価格が引上げられ、有利な外国貿易を奪われた国では価格が下落するであろう。」(pp.168-9; pp.140-1. 上, 198-9ページ)

リカードウのこの推論は、生産性が改善された国が、以上の経緯によって取得した金配分増加額を保持する(あるいは、新しい国際的金配分が維持さ

れる) という想定のもとに行われている, と考えられる。貿易は「止む」わけだから, その増分がその国から失われる理由はなく, この想定は合理的である。そうであれば, イギリスではワインを除くすべての商品価格が上昇する。つまり, 物価水準が上がる(貨幣価値が下がる)。その際, 輸出毛織物の生産に向けられていた資本は他の有用な商品の生産に転用され, ワイン生産だけは確実に増えるから, イギリスの生産総量は増大する, というのである。しかし実物量としては, 一方(毛織物)の減少と他方の増大(ワインの増大と毛織物から転用された資本の生産物の増大)とを較べることはできないが, 彼は, さまざまの商品がいつそう豊かに供給されるというイメージをもったと推定される。価値としては, 毛織物の減少による価値減少と転用された資本による生産物の価値増加とが相殺されると考えられるから, 彼の生産「増加」の主張は, ワイン生産の増加が, 単位価値の下落にもかかわらず, その価値総量を増大させる場合に限られるだろう。しかしそれにはワイン生産への資本(=労働)の追加を必要とする。かりにこの資本が毛織物から転用されたとすると, 総価値量は不変だろう。それゆえ彼の生産「増加」論は, 実物的にも価値としても, 説得的とはいえない。他方ポルトガルでは輸出ワインの生産量が削減されて毛織物生産は増加するはずだから, 実物としての「生産」の増減を語ることはできないが, 貨幣の減少分に応じて, 「価格」として示される「価値」総額は確かに減少するだろう(とはいえ, 両産業とも生産性には変わりはないから, はたして「自然価格」総額の「減少」を語りうるか否か, 疑問だが, この点は, 金価値の国民的相違論によって答えられる)。

以上は, 両国の貨幣価値が「ある程度」異なることを, 事実上, 前提にしている。これによって始めて, リカードウの説くような, イギリスにおける生産増加, ポルトガルにおける生産減少(p.169; p.141. 上, 199ページ)を, 説明することができる(ただし, それぞれの「自然価格」総額の増減として)。ともあれ, リカードウは, ここから, 「どの国かに起こる製造業の改良は, 世界の諸国民における貴金属の分配を変更させる傾向があり, それは改良が行われる国の一般物価を上昇させると同時に, 商品量を増加させる傾向があるように思われる」と結論する(pp.169-70; p.141. 上, 199ページ)。ここから振り返ると, 世界の貨幣量を所与として, 各国への貨幣配分は, 「富」

の増減に応じて変わる、という『地金高価論』の主張に整合するように、その前提として（いわば目的論的に）、イギリスにおける生産「増加」・ポルトガルにおける生産「減少」を論じたとも考えられようが、この国民的な貨幣価値の相違の立ち入った説明によって、それがそれぞれの「自然価格」次元による主張であることが明らかとなるだろう。

その説明は必ずしも明快ではないが、大筋は、おおむね、次のように捉えられる。すなわち、諸国民間の金価値の相違は、「社会の初期状態」においては、金産出国との「距離」に依存した。その距離が遠いほど、金と交換に与えられる「容積の大きい最も有用な商品」（穀物や家畜等）の運送にも金を持ち帰るにも、経費がかさむからである。しかし、「諸国民が特定の製造業に優れるようになるにつれて、距離は相変わらず計算の中に入るけれども、貴金属の価値は主にそうした製造業の優越度によって規定される」。「これらのことが世界の異なる国々における貨幣の比較価値を規定するただ二つの原因である」（pp.174-5; pp.143-4. 上, 202-3ページ）。

「社会の初期状態」では、国民的な労働生産性に大差はない。あるとすれば、気候・土壌の肥沃度等によるから、これらを等しいと仮定すれば、相違はもっぱら産金国との「距離」に基づく。各国の所与の自然条件の相違は、距離の遠近の不利または利益を相殺あるいは加重する要因として位置づけられる。税制の相違もこれに加わる（pp.170-1,172-3,176; 141-2,143,145. 上, 200, 201, 203）。それぞれ特異な製造業に秀でた国々の中の貿易（水平分業）は、国々の間に「明確な」金流出入を生じさせないが、いずれか一方に傾けば、流出入は避けられず（p.172; p.142. 上, 201ページ）、流入国の貨幣価値は低下する。

これも数量説的説明に見えるが、それは、流入国の輸出産業の「優越度」が相対的に勝り、この製品との交換に金が流入するわけだから、この国の金「価値」はそれと「等価」である。だから、当該国の金「価値」は低い。この金の「安価さ」が当該国の物価水準を高め、「自然価格」総額を以前より大きくするとともに、増大した金量を流通に必要な量として吸収する。金流出国の事態は、まさに逆である。このように理解することができるのであれば、それは、シーニョア風にいえば、各国の「金取得費用」によってそれぞれの国

民的金「価値」が規定される，ということになり¹⁹⁾，数量説というより，むしろ，彼の「価値」論，「貿易」章冒頭の「価値量不変」命題の延長上に位置づけることができるだろう。

勿論，この物価水準の上昇によって優位産業の「優位度」は減殺される。しかし，それが失われぬ限りは，優位国の増加した金配分量は失われず，金価値の「安価さ」は保たれる。これを要するに，各国の金「価値」は，各国の優位産業＝金取得産業の生産性に逆比例的に規定され，したがって，富国ないし先進諸国で低く（物価水準が高く），貧国ないし後進諸国で高い（物価水準が低い），ということになる。

それゆえ，いまや厳密な意味での金価値の国際的均等は存在しないが，各国の優位産業の優位度に逆比例的な国際的な金価値のベクトル (v_a, v_b, \dots, v_n) が存在し，うえの事情に変わらない場合に，そのアロウワンスを超える差異が生じた時，金の流出入が生じることになる（いうまでもなく，産金事情による金価値の騰落は，このベクトル自体を上下させ，ベクトルのエレメントには作用しない）。

17) リカードウ理論，特に価値論は生前からトレンズ，マルサスらから批判されたが（さしあたり，小稿「トレンズのリカードウ価値論批判」，『大分大学経済論集』20-3，小著『リカードウ経済学研究』，第2，第3章，参照），彼の評価は二度，いわば大きな「危機」に遭遇した。第一はジェヴォンズの「抹殺的」ともいふべき批判（W. S. Jevons, *The Theory of Political Economy*, 1871）であり，第二はケインズの『一般理論』のそれ（対照的なマルサスの称揚）である。前者はマーシャルの援護が彼の名声のある程度回復させ，後者はその後の経済成長論（特にハロッド）によって「再生」した。この間も，「貿易論」のリカードウの名声は，一貫して保持された。

18) 周知のようにスミスによる貿易の説明には，国内剰余生産物の捌け口論（Cf. WN, pp.670-1. 邦訳（三），312-3ページ，参照）と絶対的生産性優位論（Cf. WN, pp.457-9. 邦訳（二），307-8ページ，参照）との二つがあり，ひとまず，経済発展段階に応じる貿易起源論（農工段階）と輸出入規定論（農工商段階）と解されよう。

19) 勿論，シーニョア（N. W. Senior, 1790-1864）の『貨幣取得費用三講』（*Three Lectures on the Cost of obtaining Money*, 1830）の議論はリカードウと独立であるが，これに基づいてシーニョアは数量説を排した。少なくとも『原理』のリカードウに金「価値」規定論としての「数量説」を認めることはできないから，「数量説的」説明は，所与の

貨幣価値をめぐる変動論——比喩的にいえば、貨幣価値のいわば「市場価格の変動」論——と解すべきであろう。

第8章 「租税」編

1 「租税」編の位置と構成

すでに述べたように、リカードウの租税に関する関心は、「地金論争」時には、もっぱら租税の価格、ひいては通貨量との関連にあった。「穀物法論争」期には輸入穀物関税が穀物価格に及ぼす影響に基づき、地代・利潤および賃金に対する作用が関心の焦点をなし、これを正しく捉える基礎として「経済学の原理」を生成・確立させる動因となった。その意味で「租税」は生成論的に「経済学の原理」と不可分の関係にある。しかし、その結果として誕生した『原理』中の「経済学の原理」とそれに続く「租税」編との関連は、それ自体が『原理』の理論的・構造的な問題として、ここにあらためて問われなければならない。

(1) 「租税」編の位置

租税への関心が「経済学の原理」にいたる「下向」を要請したとすれば、「経済学の原理」から租税の理論的解明へと「上向」することは、リカードウの問題関心からして必然である。しかし、「経済学の原理」が国家を捨象した自由な経済システムの理論的体系に純化して確立された以上、そこからその系としてなんらかの形で国家を導出することができれば別だが、そうでない限り国家は、その現実の存在を、経済システムとは異質の（つまり、自由・対等な経済主体とは異なる）主体として、換言すれば、強権によって経済過程に一方的に（反対給付なしに）介入する主体（租税賦課・徴収者）としてシステムに導入・付加するほかはない。この限りにおいては、リカードウは、まさにスミスと方法的には基本的に同様といえよう（Cf. WN, p. 428. 邦訳(二), 257ページ, 参照）。リカードウの「租税」編が、まさにこういう把握に基づくことは、次の(2)から明らかであるが、次に掲げる彼の書簡からも、十分に窺うことができる。

「……経済学はその純然たる (simple) たる原理が一旦理解されると、それが有用なのは、政府を課税の正しい施策に向けるときだけです。農業・商業および製造業が最も栄えるのは、政府の側からの干渉がない状態におかれるときだ、という知識に、われわれはすぐ到達します。しかし、国家がその機能の費用を賄うのに貨幣を手にする必要があることから、国家は租税を徴収する責務を課され、こうして干渉が絶対に必要になります。ですから、この科学の最も完全な知識が求められるのは、ここにおいてです。……」(VIII, pp. 132-3. 1819年11月12日付, トラウアー宛書簡)

ここでは経済学(「経済学の原理」)の有用性は、租税の影響の正しい分析を与えることにより、「課税の正しい施策」を明らかにすることにある、といわれている。したがって、確かに「租税」編は「経済学の原理」の「応用」編(マルクス)にほかならないが、それを応用した結果、租税全般に妥当する、より高次の、あるいは異質の国家を抱え込んだ経済システムのもとに自由な経済システムの利益を可能な限り損なわない、租税に関する「原理」が提示されることになる¹⁾。

(2) 租税編の構成²⁾

通例「租税」編は「租税」章から「救貧税」章にいたる11章(他の諸章は「原生産物に対する租税」,「地代に対する租税」,「十分の一税」,「地租」,「金に対する租税」,「家屋税」,「利潤に対する租税」,「賃金に対する租税」および「原生産物以外の諸商品に対する租税」)を指すが、ここでは「輸出奨励金および輸入禁止」,「生産奨励金」ならびに「生産者によって支払われる租税」の三章も加える(計14章)。「経済学の原理」と「租税」編とは、政府による自由な経済過程への干渉を区別と関連の標識とする以上、後三章もその性格を共通にするからである。それらの諸章はなんらかの整然たる序列で配置されているとはいいい難いように思われるが、『全集』編者・スラッフアによると、それらは、ほぼ、スミスの考察の順序に準拠している(Cf. I, pp.xxiii, xxv.)。概してそうだが、かなり異なった点も見出され、スミスが全く触れなかったもの(「金に対する租税」)さえ存在する。スミスの場合、いわゆる「課税四原則」を述べた租税総論に続いて、直接の租税納付者(階級または所得)

を基準に租税が分類され、土地・家屋ないしそれからの収入（地代・家賃——賃料）に課される租税（結局は賃料の負担に帰する第1類（リカードウとの対比でいえば、このなかに「原生産物に対する租税」，「地代に対する租税」，「十分の一税」，「地租」および「救貧税」が入る），利潤税（第2類），賃金税（第3類），すべての収入への租税，人頭税および消費財税（第4類）に区分される。つまりそれは、直接の税源を基準とする整然とした分類といえよう。そうしてそれぞれについて、究極の担税階級（所得）が究明される（租税転嫁論）。以上のスミスの考察について、リカードウは賞賛を惜しまないが、租税の転嫁については、彼自身の「経済学の原理」に基づいて見解を異にするため、スミスを批判しつつ自身の所説を述べることになる。

したがって、リカードウの租税各論の配列は、おおむねスミスの配列を踏襲するとはいえ、かなりの独自性を示しているし、租税各論の最初に「原生産物に対する租税」が考察される理由も、必ずしも判然としない。この点に着目して佐藤論文（本章・註2），参照）は、「純地代税と奢侈品税中の地主の負担となるものを除いては、すべて利潤の負担となる」というリカードウの見解がここで「ほぼ十分に」確立されており、他の多くの諸章は、「ここで述べられた原理を繰り返し説明しつつ、他方で各税に特有な経済効果を補足的に追加する」ととどまる、と説く³⁾。これは大筋において核心を突いているが、他の多くの諸章を「補足」とする限りで、リカードウに即して構成問題を十分に明らかにしているとはいえない。羽鳥論文（本章・註2），参照）は、これを手掛かりに、リカードウの各論を、「直接には農業利害関係者に賦課されるさまざまな租税」を論ずる第1群（「原生産物に対する租税」，「地代に対する租税」，「十分の一税」，「地租」），課税対象が耐久性をもつため、租税を速やかには価格に転嫁しえない第2群（「金に対する租税」と「家屋税」），結局は利潤の負担に帰する第3群（「利潤に対する租税」と「賃金に対する租税」），第4群の「原生産物以外の商品に対する租税」および地代・利潤の負担に帰する第5群の「救貧税」からなる、と整理する⁴⁾。それにそっていえば、「生産者に対する租税」は明らかに第3群に属するし、「生産奨励金」と輸入関税は、奨励ないし保護の対象が原生産物であれば第1群に、それ以外であれば第4群に属することになる⁵⁾。この整理に問題があるとすれば、

「原生産物に対する租税」が各論の最初に配される理由が不明確になる点にある。

佐藤・羽鳥両論文を手掛かりにこの問題を考えると、究極的に利潤の負担となり、他に転嫁されえない租税は、各資本の利潤量に比例して公平に課される租税を別とすれば（不公平に課される租税は、商品価格に転嫁されて利潤の負担にならない）、賃金または賃金財に対する租税である。というのは、これによって賃金が上昇する分は、すべて資本の利潤の負担に帰する（勿論、労働集約的な部門ほど資本の租税負担が重くなるが、当該商品の価格低下率が資本集約的部門の商品価格の低下率より小さい（『原理』初・二版））ことによって、つまり、資本の一般的利潤率が低下することによって、結局、各資本が公平に負担することになる。「原生産物に対する租税」は、事実上、穀物に対する租税とされているから、まさに賃金財中の賃金財に対する租税にほかならない。その意味で本租税は、彼の「経済学の原理」の中樞をなす賃金による利潤規定に直接に関連するし、勿論、地代論にも密接に関連する、いわば「経済学の原理」の総体に関わるものである。したがって、それは、「経済学の原理」の「有用」性を試す絶好の試金石といえる。リカードウがまづもって本税を各論の冒頭に考察する所以は、ここにあると考えられる。

- 1) 「初期リカードウの租税論」（小著『リカードウ経済学研究』所収）および羽鳥「リカードウ課税論の一局面」（『岡山大学経済学雑誌』, 25-3）, 参照
- 2) リカードウ租税論に関しては、C. S. Shoup, *Ricardo on Taxation* (1960) をはじめ、多くの文献があるが、その構成については、特に、佐藤進「リカアドの租税について」（東京大学『経済学論集』, 34-1）, および羽鳥「リカードウ課税論の輪郭」（関東学院大学『経済系』179集）が参照されるべきである。以下の論述は、これに負うところが大きい。
- 3) 上掲・佐藤, 52ページ。ただし、厳密には、奢侈品税だけでなく、一般に消費財税もその消費に応じて地主は負担するし、「救貧税」も（リカードウによると、その全部ではないが）地主が負担する。しかしそれは、佐藤の論旨を損なわないだろう。
- 4) 上掲・羽鳥, 3ページ。詳しくは、5-15ページ, 参照。
- 5) 『原理』初版には「租税」編にもう一つの重章があることはすでに触れたが、それは「地代に対する租税」章（VIII*）が「原生産物に対する租税」章（VIII）から分離されたことによる。その理由は、後者が原生産物価格を引上げ、それによる賃金上昇分が結

局は利潤の負担となるのに対して、前者（ただし、「純地代」に課される租税）は、原生産物価格を規定する所要・最終資本のもとに地代は生じないから価格を上げず、もっぱら地主の負担になる、という明確な相違にある。章分離の詳しい考証については、*cf.* I, pp. xxviii-xxx.

2 「租税」章——「租税の原理」あるいは租税総論

スミスが示した国家のいわゆる三大義務（*Cf.* *WN*, pp. 688, 708-9, 723. 邦訳(三), 343, 373-4, 395ページ, 参照）と課税の四原則（*Cf.* *Ibid.*, pp. 825-7. 邦訳(四), 133-6ページ, 参照）に、リカードウは完全に賛同し、それを立論の当然の前提にしている。『原理』のこの部分の原稿をミルに送付する際、彼がスミスを賞賛しつつ、彼に異論をもつ部分について記したと書き送ったのは、「租税」編執筆の意図を明らかにしているだけでなく、その内容からも裏づけられる。

リカードウは租税徴収の必要や課税の適正な方法についてはすべてスミスに委ね、租税の経済的本質に端的に迫る。そうしてそれに基づいて、租税の経済システムに及ぼす作用を論じ、そこに、事実上、彼独自の「課税の原理」が提示されるのである。

「租税は一国の土地と労働の生産物のうち、政府の自由処分に任される部分である。そして常に結局は、その国の資本と収入のどちらかから支払われる。」（p.186; p.150. 上, 211ページ）続いて「資本」についてあらためて説明されるが、それに徴すると、「収入」には本来の（生産的労働者の）賃金所得は勿論、サーヴァント等の不生産的労働者の賃金も含まれないことが分かる（そのために第三版では「消費」が厳密に「不生産的消費」に限定される）。

このように「租税」を定義した後、一国の「資本」が耐久性を異にする固定資本と流動資本からなることを再説し、両者とも、期間の長短はあるが、「消費」される結果、「再生産」を要することが指摘される。繰り返し述べたことだが、生産的労働者の「消費」と維持は流動資本の消費と再生産として、「資本」の（「生産的」）消費と再生産の一環として、そのなかに包括されている（pp.186-7; p.151. 上, 211ページ）。以上に基づいて、「一国の年生産物がその年消費を超過するときは、その資本を増加させる」し、「その年消費が少

なくともその年生産によって補充されないときには、その資本を減少させる」と論じられる。したがって「資本は、生産の増加か、(不生産的——第三版)消費の減少によって増加しうる」(p.187; p.151. 上, 211ページ)。

以上の「租税」と「資本」増減とのマクロ的関連の把握に基づいて、「租税」が「収入」・「資本」のいずれによって負担されるかが論定される。

「政府の消費が租税の増徴によって増加する場合、かりにそれが人民の側の生産増加か、(不生産的——同上)消費の減少かの、どちらかによって応じられるならば、租税負担は収入にかかり、したがって国民資本は依然減損しないままだろう。だが、人民の側に生産の増加も(不生産的——同上)消費の減少もないならば、租税負担は必然的に資本にかかる」(p.187; pp.151-2. 上, 211-2ページ)。

「最近二十年間のイギリス政府の膨大な支出」にもかかわらず、租税控除後の「年収入」が増加し、「資本と年生産との両方」が増大していることは、この間の「人口の増加、農業の拡張、海運および製造業の増加」等によって示されるところである(p.188; p.151. 上, 212ページ)。

「蓄積を妨げる傾向をもたない租税はない。なぜなら生産を抑える、つまり、悪い土壌か気候、熟練ないし勤労の減退、労働配分の悪化またはある有用な機械の損耗と同じ効果を引き起こす、と考えられない租税は、一つもないからである。だから、ある種の租税はこれらの効果を他の租税よりもはるかに大きな程度で産み出すであろうが、課税の大きな弊害は、課税対象の選択にあるよりは、むしろ、集計的に見た課税の結果の総計に見出されるべきことは、明らかである。」(p.189. 上, 217ページ, 註(8))⁶⁾

このように彼は、租税一般の本質的な経済的影響を捉える。租税は経済的には「必要悪」であるから、課税対象の如何よりはむしろ、租税総額が問題である、と。してみれば、インプリシットにはあるが、その総額を必要・最小限にとどめることが望ましく、とどめるべきだ、というニュアンスがここに含まれていることは、明らかだろう。

直接の課税対象が「資本」であろうと「所得」であろうと、ただちにその租税が「資本」または「所得」の負担になるわけではない。「あらゆる人」は現在の「生活上の地位」を保ち、一旦到達した「富」の「高さ」を維持しよ

うと望むから、課税対象が「資本」であっても、「大抵の租税を所得から支払う」。租税の増徴は、人々の所得がそれに対応しうる所得の増加がなければ、彼らの「年々の支出（享楽——第三版）」を減少させる。政府の政策は、人々の「資本と所得を増やそうとする意向」を助長するものでなければならないから、「資本に不可避免的にかかる」租税を課してはならない。こういう租税は、「労働維持基金を減損し」、そのために一国の「将来の生産を減少させる」からである。イギリスの現行の「遺産税」⁷⁾をはじめ、財産移転に関わる租税（印紙税等）は、「資本」を減少させる効果をもつ。それだけでなく、さらにそれらは、「国民資本が社会にとって最も有利なように配分されることを妨げる」（pp.189-92; pp.152-4. 上, 212-5ページ）。

要するに租税は、その総額が「所得」からの「支出」の節約によって賄われ、「資本」を蚕食しない範囲に限定されるべきである。これが、リカードウが明言する限りでの・緩やかな「課税の原理」にほかならない。「租税によって要求される金額は徴収されなければならない」という前提に立って、リカードウは、彼の論理をこれ以上推し進めないが、「課税」が「所得」によって支払われうる範囲にあっても、それは、その分だけ「蓄積力」か「享楽」を損なうから、いわば必要悪である。つまり「課税は、どんな形態をとっていても皆、たんに害悪の選択を示すにすぎない」以上⁸⁾、そこからは、本来、必要・最小限の課税が「課税の原理」として導出されてしかるべきであった。しかし必要・最小限の規定は、経費論の批判的吟味を前提にはじめて与えられるし、当時の長期にわたる断続的な戦争による経費の膨張が、「国防」上必要であったとすれば、また租税総額が問題だとする彼の立場からして、明らかに「資本」を減殺する租税を除けば、現行諸租税への批判は、彼にとっては二次的関心の対象でしかなかったろう。

勿論、戦争終結という事態は、減税要求を噴出させたし、特に戦時特別税としての所得税等の廃止をもたらした。彼の「課税の原理」は、それを支える一般的な理論的支柱を確かに与えるが、ある特定の租税の軽減・廃止には無関心である。その意味において彼の「租税」編は、「各論」においても、その経済的作用を明らかにして、その究極の負担者を確定することに主眼があり、その是非を論じない（それがあつた所得に「不公平な」負担になる場合

に限って、「立法府」に是正を求めるが、是正策は当該税の廃止ではなく、それによる「不公平」を相殺する他の「所得」への課税措置である)。要するに彼は、現行税制による歳入を政府の必要とする最小限のものと、事実上、認める見地に立っている。ここに経費論の欠落による彼の課税論の問題があり、そのために、ほんらい、彼の論理の行き着くべき「課税の原理」=必要・最小限の租税をイクスプリシットに提示しえなかった理由がある、と考えられよう⁹⁾。

本章においては直接述べられないが、「租税」編中でリカードウが重視するのは、スミスのいわゆる「租税負担公平の原則」である（しかしそれは、すでにスミスによって示されているから、彼独自の「課税の原理」とはいい難い¹⁰⁾）。その点は、租税各論中に示される。負担の不公平のうち、部門を異にする資本利潤間の不公平は、結局は重課された部門の商品価格の上昇により、つまり、利潤率均等を求める価格機構の作動によって、おのずから訂正・公平化されるから（その間に資本の最適配分が攪乱され、経済的に無駄を強いるため、望ましくないに違いないが）、そのような租税が批判されるわけではない。「遺産税」や不動産移転に関わる租税は資産価値を減殺するだけでなく、その適正な配分を阻害するから批判的とされるが、それらを別とすると、何処に・何を対象に課税されようと、無差別である。彼にとっては、その総額が問題だからである。とはいえ、このような負担の不公平を訂正・公平化するメカニズムが存在しない所得間の不公平（例えば、直接には労働者の負担となる租税の利潤への転嫁によるような）に限って、その是正は「立法府」の責務とされるのである（pp.201-2; pp.160-1. 上, 224ページ）。

6) この一節は、第二版以降、次のように改められた。

「だが、それにもかかわらず、課税がなかったら、この資本増加がはるかに大きかったであろう、ということは確かである。蓄積力を減少させる傾向をもたない租税はない。すべての租税負担は、資本か収入のどちらかにかかるにちがいない。租税が資本を蚕食すれば、その程度に比例して、租税は、その国の生産的勤労の大きさが常に調整されるはずの基金の大きさを減少させざるをえない。またその負担が収入にかかれば、それは蓄積を減少させるか、あるいは納税者に、生活の必需品と奢侈品の以前の（不生産的——第三版）消費を租税額に応じて減少させることによって、その租税額だ

- け節約することを余儀なくさせるにちがいない。ある種の租税は、……。」(*Principles*, 2nd ed., pp.171-2; I, p.152. 上, 212-3ページ) この変更と言葉遣いは、マカーロクが示唆した (Cf. VII, p.353. 1818年12月6日付, リカードウ宛書簡, 参照)。
- 7) 「遺産税」により相続人は、租税控除後の遺産を彼の財産と考え、遺産税を「節約」して賄おうとする「特別の動機」を感じないため、その分だけ「資本」が減少する。勿論、政府は徴収した租税をすべて「不生産的」に消費する、と考えられている。
- 8) ここに引用した文言は、「原生産物税」章中に第二版で追加された文章 (*Principles*, 2nd ed., pp.192-3; I, p.167. 上, 231ページ) 中のものであるが、趣旨としては、初版時にも底在していた、と考えられよう。
- 9) この点については、スミスと対比した益永 淳「D.リカードウの租税論——その理論構造と財政支出論の欠如——」(中央大学『大学院研究年報』, 25号), 参照。本論文は、リカードウの「経済学の原理」自体、経費を論じる基礎を欠く、という注目すべき見解を含む。もっとも彼は、スミス等の租税転嫁論の誤りを「経済学の原理」に基づいて明らかにすることに、事実上、課題を限定していることが考慮されるべきであろう。経費中の産業基盤整備や司法・教育等に要する経費を賄う租税の「有用」性については、著者の引用するトラウアー宛書簡 (Cf. VIII, p.155. 1820年1月28日付) から窺えるように、リカードウもこれを認めている。そこでいう「異なる立脚点」とは、スミス流に言えば、「政治家あるいは立法者の科学の一部門と考えられる政治経済学」(*WN*, p.428) の「立脚点」を指すと考えられる。「経済学の原理」に基づくリカードウの『原理』の課税論とは確かに異なる。これは、担税者、特に資本の立場からの「租税」論だからである。
- 10) 「初期リカードウの租税論」(小著『リカードウ経済学研究』所収)において、これを彼の第二の「課税の原理」としたが、これはやや過度だったかもしれない。

3 「原生産物に対する租税」

(1) 原生産物 (特に穀物) 課税の経済的 (価格・分配) 影響

これに贅言を費やす必要はない。原生産物単位 (クォーター) 当たりに課税される以上、「地代を支払わない土地」(または資本) の生産物にも無差別に課税されるから、その価格を規定する最終・所要資本の利潤は租税分だけ蚕食され、一般的利潤を取得することができない。社会の需要を充たすには、この資本の生産物を必要とするから、この資本も、他の農業資本はもとより、他の産業の資本と同様に、一般的利潤率を享受しなければならない。したがって、租税相当額だけ、原生産物価格は騰貴せざるをえないし、騰貴する。それ以外に、この資本が一般的利潤を回復する方法がないからである。その結

果、(a)各等級の農業資本の収穫量は変わらないが、穀物地代は減少する。しかし貨幣地代は変わらない。というのは、収穫量に比例して租税負担が増えるから、租税控除後の「純収穫」は優等地ほど大きく減少し、「純収穫の」差額としての地代は減少するが、各資本の租税控除後の貨幣収益は変わらないからである¹¹⁾。(b)したがって、この租税は「消費者」の負担となり、その限りでは「公平な」租税である。(c)しかし課税された原生産物が穀物であれば、これによって、貨幣賃金も上昇する（実質賃金まで上昇する理由はなく、現実には穀物価格と貨幣賃金との上昇にラグがあり、その間、労働者の境遇は悪くなるだろうが)。(d)これによって利潤率が下落する。貨幣地代は減少しないのに利潤だけが減少するから、これは産業資本家と地主・利子取得者層等との間で「不公平な」租税である。なぜなら、この利潤の減少は、全資本に共通する一般的利潤率の下落によるものであって、資本間は平等だから、この下落を回復する手段はなく、資本はこれを甘受せざるをえないからである。つまり、穀物も他のすべての商品も、(穀物が原料として入り込む限りでの生産コスト上昇を償う価格上昇を別とすれば)賃金上昇を理由に価格を引上げることはできないからだ。(e)したがって原生産物税は、消費者としての公平な負担を除けば地代の負担にならず、もっぱら利潤の負担となる (pp.194-6; pp.156- 上, 218-9ページ)。以上が、この租税の「価値」・地代」章に基づく当然の帰結であることは、ほとんど自明だろう。

(2) 原生産物税に対する反対論とその批判

このような作用を及ぼす原生産物税に対しては、次のような「反対」論が考えられる。

- ① 賃金上昇・利潤引下げ効果は「農業者，商人，製造業者」の所得にのみに影響し、「地主，公債所有者，その他固定所得者」の所得を「無税」のままにしておく「不公平な租税」である。
- ② 穀物価格騰貴と賃金上昇とのかなりのタイム・ラグのため、その間、労働者は「多大の困窮」を嘗める。
- ③ 賃金引上げ・利潤引下げは「蓄積への障害」をなす。
- ④ 原生産物価格の引上げは、それが原料として入り込む諸商品の価格を引

上げ、国際競争上不利を招く (pp.200-1; p.160. 上, 223-4ページ)。

①については、「本税の作用が不公平ならば、立法府は、土地の地代および公債の配当金に直接課税することによって、それを公平にすべきである」と答えられる (pp.201-2; pp.160-1. 上, 224ページ)。勿論、本税を廃止することによっても諸所得間の「公平」を回復することができるが、リカードウは、この税収を政府が必要としていると前提して、その是正を「立法府」に委ねる。いうまでもなく、それら所得間の「不公平」を是正するような市場メカニズムが存在しないからである。つまり彼は、「経済学の原理」または市場経済自体によって果たされえない問題ないし領域があり、その場合に限って、市場経済の統括者としての国家が経済に介入することを認める、というよりむしろ求めているのである。

②に対する答は、概して抽象的理論家と捉えられがちなりカードウが複雑な現実に接近する理論家としての才腕の冴えを十分に発揮している。すなわち、穀物価格騰貴と賃金上昇のラグといっても、事情によってその長短あるいは前後関係が異なる。それは一口に穀物価格の騰貴といっても、その原因がさまざまだからである。穀物価格は、(a)供給不足、(b)需要増加（結局は生産費の増加を伴う）、(c)貨幣価値下落、(d)必需品に対する租税を「原因」として上昇する。それらを「識別」し、「分離」して賃金に及ぼす影響を究明する必要がある（これがマルサスの「方法」に対する彼の批判の「実践」にほかならないことに留意）(pp.202-3; pp.160-1. 上, 224-5ページ)。

「凶作」が(a)を引き起こす。この場合の穀物価格騰貴は、(穀物の国内供給量は、備蓄を別とすると、凶作時に限らず、当面、常に価格非弾力的だが)、稀少な供給の範囲内に需要を制限する、つまり、「最も富裕でない者」に「通常消費量の一部」を断念させて需要を供給の限界に「押し下げる」ように作用する。したがって、このような事情のもとで、貨幣賃金を「食糧価格」によって調整する政策（「救貧法」）ほど「不合理な」ものはない。それは労働者の「困窮」を救済せず、いっそう価格を引上げて「穀物の栽培者と商人の利益」を引上げるだけである。「この場合、労働者の困窮は不可避であって、追加食料の輸入による以外には、いかなる立法も救済策を与えることができない。」(pp.203-5; pp.162-4. 上, 225-6ページ)¹²⁾。

(b)の需要増加の「結果」としての穀物価格騰貴は、「常に賃金の上昇がこれに先行する」。需要者の大部分をなす労働者の「支払資力」が増加してはじめて、その需要が増加するからである。彼らの「支払資力」=賃金の増大は、資本蓄積による労働需要増大の結果である。この賃金上昇は、必ずしも食糧需要の増加をもたらすとは限らず、当初は「他の享楽品」の需要増加を引き起こすが、彼らの「境遇」の改善は結婚を誘い、またそれを可能にする。結局、彼らは、「家族を養うための食物」の需要を増加させる。要するに、穀物需要の増加は、「穀物に対する支払資力を増進した人々」がいるからだ。この穀物価格の上昇は、農業者の利潤を「一般的水準を上回る水準」に引き上げ、社会の必要とする資本量を農業部門に投下させる。その後の穀物価格が旧水準に復帰するか、それより「永続的に高いか」は、所要・最終資本の生産性に依存する。穀物価格が旧水準に戻る場合は、労働供給増加の結果、賃金も旧水準に帰るし、追加穀物が逡減した生産性のもとで得られる場合は、賃金は、旧水準より高くなる。この場合の「高価格」は「豊富な供給」と両立する（もったも、この間の人口増加が労働需要の増大を超えることがあるし、「概して」そうなるが、この場合は「賃金はその自然的水準」を下回るけれども）。だからこのケースでは「労働者に困窮が及ぶことはない（pp.205-7; pp.162-4. 上, 226-8ページ）。

(c)穀物価格の上昇が貨幣価値下落の結果である場合は、他の事情（生産量、労働者数）を変化させないから、貨幣賃金を含む諸商品価格を名目的に引き上げるが、「労働者の実質的報酬」を変えない。

原生産物税によるその価格騰貴の労働者に及ぼす影響も、上と同様である。なるほど現実には、「資本が不規則に増加するとき」に賃金上昇ほどに穀物価格が上昇せず、反対の時に賃金下落ほどに穀物価格が下落しない期間が「かなり」続くが、これは、「労働が随意に増減しえない商品」だからである。労働以外の商品は、超過需要により市場価格が上昇するが、「一年も経つうちには、その産業にもっと多くの資本を投下することによって」、その市場価格は短期間に自然価格に引き寄せられるが、「人間についてはそうはいかない」。資本増減に対応して人間の数を「速やかに」増減させることはできない。つまり、「労働維持基金は急速に増減するのに、労働者数は緩慢に増減するか

ら、労働の価格が穀物と必需品の価格によって正確に調整されるまでに、かなりの時間の間隔がある」。しかし貨幣価値下落、または穀物課税の場合は、労働の供給過剰・需要減少を「必ずしも」生じさせないから、賃金の「実質的減少」が引き起こされる理由はない。穀物課税は「必ずしも穀物の分量を減少させない」から、労働の需給比率を変化させない。だから、彼の「分け前」が減るいわれはない。かりに租税による穀物価格に照応するだけの貨幣賃金の上昇がないとすると、(課税前の賃金が「自然賃金」に一致していたとすれば)、穀物需要が減少してその超過供給が生じ、価格が下落する。そうなれば、労働者は「通常分け前」を取得しうるようになる。しかしこの場合には、価格が租税を償うだけ上昇しないから、農業利潤はその「一般的水準」を下回り、「資本は農業から引き上げられる」(リカードウはこれ以上追跡しないが、事実上、そうなると供給不足から穀物価格が上がり、……という上記の過程が繰り返され、穀物価格は租税全額を償うだけ上昇し、労働者の貨幣賃金もそれに見合うだけ上昇するところで終息する、ということを含意するだろう)。だから、「原生産物の価格騰貴と労働者の賃金上昇との間には、労働者に重苦しくのしかかってくるような期間が経過することはない (pp. 207-11; pp.164-6. 上, 230ページ)¹³⁾。

③原生産物課税は賃金を引上げて利潤を引下げる結果、蓄積を阻害する、という第三の反対論に対しては、リカードウは、こう反論する。

「(さて、租税によって要求される金額は徴収されねばならない。そこで問題はたんに、この同一額が個々人からその利潤を減少させることによって取られるべきか、それとも彼らの利潤が支出される商品の価格を引き上げることによってとられるべきか、ということにすぎない。——第二版以降)

課税は、どんな形態をとっていても皆、たんに害悪の選択を示すにすぎない。それが利潤(または他の所得源泉——第三版)に作用しないならば、それは支出に作用するにちがいない。だからその負担が公平に担われて、再生産を抑圧しないとすれば、それがどちらに課されるかは、どうでもいいことである。生産に課される租税、つまり資本の利潤に対する租税は、利潤に直接に課されようが、土地またはその生産物に対する課税によって間接に課されようが、他の租税に勝る次の利点、すなわち、(他のすべての所得も課税さ

れるとすれば、——第三版) 社会のどの階級もそれを逃れることができず、各人はその資力に応じて納税するという利点を、もっている。」(pp.212-3; p.167. 上, 231-2ページ)

というのは、「守銭奴」は「支出に対する租税」をかなり免れるかもしれないが、「直接間接を問わず」、利潤課税を逃れえないからだ。つまり資本家としては、彼の生産物価値中の一部を放棄して納税するか、あるいは賃金上昇によって利潤の一部を失うだろう。かりに「吝嗇の度を強めて」同じ「可処分」所得を得たとしても、同量の労働・原料を支配しえないだろう (p.213; 上, 232ページ)。

外国貿易がないと仮定すると、租税のどの部分も他国に転嫁することはできない。「その国の土地と労働の生産物の一部分」が「国家の事業に向けられる」。だから、「租税が蓄積と貯蓄する階級を不公平に圧迫しない限り、租税が利潤に課されるか、農産物に課されるか、それとも製造品に課されるかは、ほとんど重要ではない。」この国の経費の「私の公正な負担分」を正確に支払うようにする「課税の長所」が確実に発揮されるのは、「賃金、利潤、または原生産物に対する租税」においてである (pp.213-4; p.168. 上, 232-3ページ)。

このようにリカードは、原生産物税も租税である以上「害悪」にちがいないが、その中の「選択」としては、(他の所得との負担の公平を図る措置が取られる限り) むしろ積極的に肯定する。それによる利潤・蓄積への影響が資本の逃避を招く恐れについては、ここでは言及されない。(ただし、国債利子の「負担」に関連して、言及されている。Cf. p.338; pp.247-8. 下, 53ページ, 参照。なお、それが「国益」を損なうことについては、cf. III, p.274.)

④残る最後の反対論——原生産物課税は国際競争上不利を招く——は、次のように反論される。確かに本税は原生産物とそれが原料として入り込む商品との価格を引上げるが、「すべての国産品」の価格を引上げることはない。もしそれが物価水準を引上げるとすれば、それには以前より多量の貨幣を必要とするが、国内の金価値が低い時、「外国人が通常よりも安く」金を販売する理由がなく、金が流入するはずはない。したがって、「一般物価」の上昇は生じえない。原生産物を投入としない他の商品価格は「下落」するだろう。

その結果、貨幣流通量の増加を必要としないだろう (pp.214-6; pp.168-9. 上, 233-4ページ)¹⁴⁾。

「国産品全部の価格」を引上げるような租税は、確かに一時的に輸出を阻害するであろうが、それは長続きしない。というのは、その国は輸出することはできなくても、輸入することはできる。この場合、その「見返り」は貨幣の流出以外にないから、「残った貨幣の価値が騰貴し、その結果、諸商品の価格は再び有利に輸出されうるような価格になるからである。」 (pp.216-7; pp.169-70. 上, 234-5ページ)

しかし一国の貨幣価値が騰貴すれば、輸入商品に対しても高価になるから、輸入品の国内価格が下落する結果、輸入する「刺激」がなくなるだろう、と異論が唱えられるかもしれない。しかし、そうはならない¹⁵⁾。したがって、租税による「大抵のわが国産商品の価格騰貴は、一時は輸出を一般的に抑えるであろうし、また永続的に少数の商品の輸出を妨げる場合があるが、にもかかわらず、それは実質的に外国貿易を害することはできない」 (pp.217-20; pp.170-2. 上, 235-8ページ)¹⁶⁾。

11) この結論は分かり難いから、リカードウの例証を略述する。

課税前の穀物価格がクォーター当たり4ポンド、クォーター当たり8シリング課税。価格4ポンド8シリングに上昇。各等級の収穫量は180, 170および160クォーター。課税前穀物地代: 20および10クォーター、貨幣地代: 80および40ポンド。各等級の課税額: 72, 68, および64ポンド。穀物相当量は、価格・4ポンド8シリングの時、それぞれ16.3, 15.4および14.5クォーター。租税控除後の「純収穫」の差額は、それぞれ約18および9クォーター ($163.7 - 145.5 = 18.2$, $154.6 - 145.5 = 9.1$) に減少するが、「純収穫」の価格総額は、それぞれ720, 680, 640ポンドと変わらないから、貨幣地代も80, 40ポンドと変わらない (pp.196-198; pp.157-8. 上, 219-222ページ)。

12) ブキャナンの穀物高価論は、もっぱらこのケースのみを念頭に置いたし (Cf. Buchanan, *Op. cit.* [Observations], p.33 ff.), リカードウのこの説明は、1799年の不作の場合について、マルサスが『食料高価論』 (*An Investigation of the Cause of the Present High Price of Provisions*, 1800) で与えた所論とほぼ同旨である (Cf. *Ibid.*, in 7, esp. pp.7-8.). リカードウが前者を読んだことは確かだが、後者については不明。「最も富裕でない者」という表現にその痕跡が認められるようにも感じられるし、マルサスの目的が「救貧法」批判にあったこととも重なるが。

- 13) 本文のような事象の生ずる可能性があるから、「必ずしも」と限定したと思われる。しかし、その推論には瑕疵がある。というのは、リカードウの「自然賃金」には慣習上必要となった便宜品が含まれるから、貨幣賃金がそれを下回っても、ある限度までは第一必需品としての穀物需要を減少させないだろうから、これによって直ちに穀物需要が減少するとは限らない。その限りでは、相当の期間にわたって原生産物税の一部は消費者としての労働者が負担し、彼の境遇を多少とも悪化させることになる。
- 14) 原生産物を投入としない諸商品価格が低下するという主張は、おそらく、所与の貨幣量のうち、原生産物とそれを投入とする商品価格の上昇のため、それらの流通に以前より多くの貨幣が用いられ、それ以外の商品の流通に残る貨幣量が少なくなる、という暗黙の想定に基づく推論、と考えられる。しかし、これは彼の価値・価格論と必ずしも整合しない。というのは、原生産物等の価格騰貴は「自然価格」としてのそれであるが、それ以外の商品の「自然価格」が低下する理由はないからだ。
- おそらくこの論理的不整合に彼自身気づき、原生産物課税による価格騰貴が課税前より多くの貨幣量を要しないということの説明に、リカードウは執着する。これに関する彼の苦心の説明については、前掲小著、第12章、[補注]、参照。
- 15) この点のリカードウの説明は、理解し難い点が含まれる。輸入商品の国内価格は下落するから、輸入は却って促進される、と反論すれば済むように思われるが、彼の説明をフォローすると、(a)輸入の「動機」は「輸入品の相対的安価の発見」=「海外における自然価格（価格——第三版）と国内における自然価格（同前）との比較」にある。その比較は為替相場を介して行われるから、この場合、ポンドで評価して輸入価格も販売価格も同様に下落するから、輸入の「動機」はなくならないはずである。しかし、そのように単純にいう代わりに、(b)一国が帽子を輸出し、服地を輸入するとすると、この交換によって、国内で得られるより「もっと多くの服地」が得られるからだ、ということから出発する。そうして原生産物の騰貴により国産品の帽子価格は一旦、上昇する。しかし輸入品の服地の価格は貨幣価値の騰落によって落騰せず、(c)一旦上昇した帽子価格が（金流出後の貨幣価値騰貴によって）もとの価格に下落し、(d)こうして輸出品・輸入品間の「自然的関係」が回復される、という（pp.217-9; pp.170-1. 上, 235-6ページ）。この推論に無理があることは、明らかだろう。
- 16) ただし、租税により一国産業の「比較優位」に変化が生じて貿易の「方向」が変わり、全世界の資本の「最善の配分」が妨げられる場合があることは、認められる（p.220; pp. 171-2. 上, 237ページ）。

4 「地代税」、「十分の一税」および「地租」

これら三税は、厳密な意味の純地代所得に比例して課される「地代税」を除き、原生産物税の考察によって、ほぼ、尽くされている。「十分の一税」は

全耕作地の収穫（総収益）に課され、地租も全耕地に課されるから、いずれも、地代を支払わない土地の生産物または土地にも同様に課される。したがって、租税額だけ原生産物価格を引上げる。それは、さしあたり消費者によって公平に（消費量に比例して）負担されるが、そのうちの労働者の負担分は賃金の上昇によって償われるから、資本の利潤に転嫁され、地代・利子所得等に相当する租税が課されない限り、利潤つまり資本に不公平に作用する。地代税が純地代に課される限り、最終・所要資本は地代を生まないから、価格に作用せず、したがって、すべてが地主の負担となり、他に転嫁されることはない。最終段階で「原生産物税」章から「地代税」章があえて分離・独立させられた理由は、おそらく、この相違に基づくと考えられる。勿論、日常的な意味の、地主に支払われるすべてを対象に「地代税」が課されれば、純地代控除後に対する租税分は、地主の農園整備投資の利潤、賃貸料ないし利子に対する課税であるから、「原生産物税」についてと同様である（Cf. pp. 221-46; pp.173-90. 上, 240-61ページ, 参照）。

「原生産物税」と「十分の一税」の相違は、前者がクォーター当たりの固定貨幣税だが、後者は穀物価格に比例する変動税である点にある。これによって穀物地代は減少するが、貨幣地代は影響を受けない。これは「総所得」に課されて「純所得」から支払われるわけだから、「社会の富が増進するにつれて」ますます過重な負担となる（pp.226-9; pp.176-8. 上, 244-7ページ）。

しかし「十分の一税」は、「国内の穀物に賦課されるため、外国穀物の輸入が自由である間は、輸入奨励金として作用するから、……地主にとって有害」である。したがって、「輸入穀物にも十分の一税が課され（国産穀物と同じ程度の税が課され——第二版以降）、その税収額が[教会ではなくて] 国家に納付されるならば、これほど妥当かつ公平な方策はありえない」（pp.229-30; p. 179. 上, 247ページ）。ここからもリカードウが諸所得間の租税負担の「公平」を重視していることが分かる¹⁷⁾。

17) 「地租」章には土地に対するすべての租税は「地主」によって負担されるというミス、また固定税額の「地租」をイギリス農業の繁栄「原因」と見るセーに対して、彼の農産物価格規定・地代論に基づく批判があるが、立ち入るに及ばないだろう。

5 「金に対する租税」ならびに「家屋税」

イギリスには実在しない「金に対する租税」（以下、たんに「金租税」という）を含むことは、リカードウ「租税」編の著しい一つの特徴をなすが、本税と「家屋税」は、羽鳥論文（註2）、参照）が説くように、課税対象に耐用性があるという共通性から一括りにできる。しかし、それぞれの経済的影響が全く異なることに留意しなければならない。

(1) 「金に対する租税」

リカードウがこの租税を特に考察する主な理由は、金が貨幣として用いられることに基づく、その独特の経済的效果を明らかにすることにあるように思われる。その過程で数量説的な金「価値」の相対的安定性の根拠が示される。

「課税もしくは生産の困難の結果、あらゆる場合に、諸商品の価格騰貴が結局はそれに続いて起こる」が、「諸商品の市場価格が自然価格に一致するまでの間隔の長さは、その商品の性質と、その分量をどの程度容易に減少させることができるかという点に依存するにちがいない。」課税商品の量を減らせない、つまり、それを生産する資本を引き上げて「他の事業」に向けることができなければ、当該商品の「需要が増加しない限り」、その市場価格は租税によって引上げられた自然価格まで騰貴しえない。勿論、「稀少性商品群」を除く「あらゆる種類の商品」は、その分量を増減させることができる。つまり資本は、有利さの劣る産業から勝る産業に移動することができるが、「その速さに違い」がある。その速さに比例して、課税等による「生産の困難」の増大に応じて騰貴した自然価格に市場価格が一致する。したがって、万人に不可欠の穀物への課税によって需要にほとんど影響を与えず、したがって、土地からの資本移転は大いに難しいが、「穀物価格は課税によって速やかに引上げられ」、租税は農業者から消費者に「転嫁」される（pp.247-8; pp.191-2.上, 263-4ページ）。これが耐久的性質の金・家屋に対する租税の影響を明らかにする予備的考察であることは、いうまでもないだろう。

まず、自国に金鉱山がある場合、金に課税されても、その「相対価値」は、金存在量が減少するまでは「騰貴しえない」。それが「もっぱら貨幣としてだ

け」使用されている場合は、とりわけ、そうである。とすれば、その間、最貧鉱——地代を支払わない鉱山——では「一般的利潤率」が得られないから、採掘されなくなる。だから、金の存在量、したがって「貨幣の数量」は「徐々に減少」して、遂には「その価値の騰貴が租税に比例するようになる」。この間の租税は、「貨幣の使用者ではなく、鉱山の経営者ないし所有者」が負担する (pp.248-9; p.192. 上, 264ページ)。というのは、現在・将来に生産される小麦の一定割合が租税として取り立てられるとすれば、残る部分が課税前と「同一量の他の商品と交換される」が、「金課税」の場合は、残る部分の他商品支配量は、当分の間、この減少にほぼ比例して課税前よりも減少するからだ (pp.248-50; pp.192-3. 上, 264-5ページ)。

これは、「他のいかなる商品の場合よりも、貨幣として使用される金属」に妥当する。なぜなら、「貨幣に対する需要は、もっぱらその価値に依存し、またその価値は、その数量によって規定される」からだ (p.250; p.193. 上, 265ページ)¹⁸⁾。

ただし、この議論は、「純粹金属流通」のもとで妥当するだけだ。金の市場価値も、「究極的には、その生産の難易によって規定される」。しかしそれは、その「耐久的性質」と数量減少の困難とのため、容易に変動しえないが、数量減少の困難は、金の貨幣としての使用によって「大いに増加する」。商品として市場に存在する金量が、たかだか、一万オンスにすぎず、製造業の年間金消費量が二千オンス (1/5) とすると、追加供給がなければ、一年だけで金「価値」は25パーセント (5/4倍に) 高められる (二年経つと、もとの価値より約69パーセント [5/3倍に] 高まる)。しかし貨幣としての使用量が十万オンスとすると、新供給がないとして、金「価値」は十年経たなければ、もとの「価値」より25パーセントも引上げられることはない。金を「本位」とする「紙幣」が通貨の役割を果たし、金が「貨幣となにも関係をもたなかったら」(紙幣が通貨の大部分を占め、金が「貨幣とはごくわずかな関係しかもたない」とすれば)——第二版、「もしこの金属が通貨のごく小部分を占めるにすぎないため、貨幣とごくわずかの関係しかなかったとすると」——第三版) 貨幣としての金使用量が僅かだから、上と同様の事情のもとに金「価値」は速やかに上昇する。「紙幣はその数量を容易に減少させることができるか

ら」, その「価値」も金「価値」と同様に「速やかに上昇する」(pp.251-2; pp.193-4. 上, 266ページ)。

金がある一国の産物であり, どの国もそれを貨幣として用いていれば, 「かなりの重税がそれに賦課されても, いかなる国も, 金を製造業で用いたり家庭用品に用いたりした程度に比例して負担するほかは, この租税を負担しないだろう。貨幣として用いられる部分については, 多額の租税が収納されることになっても, 誰も租税を支払わないだろう。これは貨幣に特有の性質である。」「稀少性商品群」の「価値は, 購買者の嗜好, 気まぐれおよび資力に依存する。」金もっぱら製造業で用いられるだけならば, 金についても「同じ結果がある程度まで生ずる」が, 貨幣は「交換の一般的媒介物」だから, 金需要は「選択事項ではなく, つねに必要事項である」。紙幣を考慮に入れても, (それを含む「貨幣」(通貨)量は「本位の価値」に依存するから——第二版以降)これを任意に増減しうるわけではない。通貨量を増大するためには, 金の輸入か国内での「紙幣の創造, つまり追加」によるほかはないが, これによる諸商品の価格騰貴は, その国の諸商品の輸出を妨げる結果, (金流出による金価値の再騰貴, 紙幣量減少を招いて)所期の目的の達成を阻むからだ。いまスペインが金鉱山を独占し, 金を貨幣としてのみ用いるとして, 金に重税を課するとすると, 金の「自然価値」は著しく引上げられる。ヨーロッパの金の「市場価値」は, 「究極的にはスペイン領アメリカの金の自然価値」によって規定されるから, この限りでは, 「一定量の金に対して, より多くの商品」が与えられる。しかし, この金「価値」の上昇は, (重税を含む)「生産費の増加に伴う生産量の減少に比例してしか騰貴しない」。だから, アメリカでは, 「金輸出総額と引き換えに以前よりも多くの財貨が取得されるわけではない」。スペインと同植民地の「利益」は, 重税の結果, 貧鉱から引上げられた資本によって取得される「全生産物」にある。ヨーロッパ諸国民は, 「この租税からなんらの損害も蒙らない」。彼らの財貨量は変わらず, それらは(「貨幣の価値騰貴のため」——第二版以降), 「以前より少ない貨幣量で流通する」(pp.252-5; pp.194-6. 上, 266-8ページ)¹⁹⁾。

最後に(二版以降は, ここから最後の新しいパラグラフ)金に対する「租税」には「二種」があり, 「一つは流通する金の現在量に対して課され, もう

一つは鉱山からの年々の産出量に対して課される」。いずれも「金の産出量を減らし、その価値を高める傾向がある」が、その価値は、産出量が減少するまでは騰貴せず、その間は、「貨幣の所有者」（金生産者？）の負担となるが、「（永続的に社会の負担になる部分は、——第二版以降）結局は、地代の減少という形で鉱山所有者によって支払われ、また、金のうち、人類の享楽に資する一つの商品として用いられる部分の購買者によって……支払われる」（pp.260-1; pp.199-200. 上, 273ページ）。

以上を通観すると、「金租税」章は、課税対象の耐久性を基礎に、貨幣としての使用による存在量によって、その「価値」が相対的に安定的である結果、租税賦課が直ちにその価値を上昇させないこと、また貨幣として用いられる限りでは、結局は誰の負担にもならず、ただ金「価値」を高め、諸商品価格を低廉にして、その必要量を縮小させるという、まことに特異な影響を及ぼす、と主張しているわけである。

(2) 「家屋税」

家屋も金と同様に「その分量を速やかに減らすことができない商品」、つまり需要の減少に応じて供給量を減少させえない商品であるから、「家屋税」は、「居住者に課されるとしても、しばしば家賃を減少させることによって、家主の負担になる」。というのは、「家屋税は借家人によって支払われる家賃の追加とみなすことができるから、それは家屋の供給を減らすことなしに、同一年額の家賃の家屋に対する需要を減らす傾向がある」からだ。その結果、家賃は下落し、租税の一部が「間接に家主によって支払われる」（pp.262-3; p. 201. 上, 275ページ）。

しかし家屋も耐久的とはいえ、結局消耗するから再生産を必要とする。この観点からリカードウは、スミスに準拠して家賃を「建物質料」と「敷地地代」からなるとし、この二つの規定についても彼から引用する（Cf. *WN*, pp. 840-1. 邦訳（四）, 160-2ページ, 参照）。つまり家賃のうちの「建物質料」は、建築業者が彼の投下した資本を「妥当な利潤」とともに回収するに足るものでなければならない。そうでなければ、家屋の継続的供給が保障されえないからだ。家賃のうち、これを超える部分が「敷地地代」であって、これ

は、主として位置の利便等に左右される、事実上の「差額地代」にほかならない。したがって「家屋税」は、「居住者、敷地の地主、家主のうちのいずれかの負担になる」が、通例は、「租税全額が直接的にも終局的にも、居住者によって支払われる」ことになる (pp.263-5; pp.201-2. 上, 275-7ページ)。

しかし、居住者が「家屋税」の一部の負担を免れる場合、「どのくらいの割合で建物質料と敷地地代との負担になるか」を論定することは難しい。はじめは両者とも影響を受けるだろうが、建築業者の利潤が一般的利潤を下回れば新築されないから、ある期間がたつと、「建物質料はその自然価格までおし戻される」。だから、この場合、結局は居住者と敷地の地主との負担になる。その分割割合は事情によって異なり、確定し難い。

スミスは「敷地地代」を特に好適な課税対象とし、それによっていかなる勤労も阻害されず、「『真の富』」は影響を蒙らない (WN, p.844. 邦訳 (四), 168ページ, 参照) という。これに対してリカードウは、この租税の及ぼす効果は彼の指摘する通りだが、「一社会の特定階級の収入だけに課税するのは、きわめて不公正」であって、財産の安全という「原則」を侵害する、と論評する (pp.266-7; pp.203-4. 上, 278-9ページ)。

以上から、「金課税」と「家屋税」とは課税対象が耐久的で供給量が非弾力的という類似性を持つが、租税の影響は全く異なる点に注意する必要がある。

18) 流通諸商品の価値と量を所与とすると、その価格総額は価値尺度としての金価値に逆比例するから、貨幣「需要」は、貨幣の流通速度を所与として、「もっぱらその価値」に依存する」。だから前半は正しいが、後半は、存在する貨幣 (金) = 流通手段とする把握に基づいて、彼の商品・金の価値規定と必ずしも両立しえない。したがって、金「価値」というより、物価水準の逆数としての貨幣 (= 通貨) 「価値」の変動——これは諸商品の「市場価格」の自然価格をめぐる変動の反映——の貨幣側からする把握として、ひとまず、限定的に理解されるが、しかしリカードウは、しばしば、このように無限定的にこれを説く (代表的に, cf. pp.500-1; pp.352-3. 下, 192-3ページ, 参照)。その意味では数量説的接近は、彼の「価値論」によっても完全には克服されなかった、と考えられる。

なお、このパラグラフの最後近くで、「貨幣に対しては、需要は正確にその価値に比例する」(各版とも不変, p.251; p.193. 上, 265ページ)とあるが、勿論、「反比例する」の誤りである。その前に金価値が倍になれば「半分の数量で同じ流通上の機能を果た

すだろうし、またそれが半分になれば、二倍の数量が必要となろう」(p.250; p.193. 同上)と述べられているところから明らかなように。

- 19) 続いて、各金鉱山に一定の租税(700重量ポンド)が課され、地代がなく、租税だけの生産量だったと仮定して、上のスペインと同植民地の「利益」が例証されるが、最貧鉱の資本が引上げられる結果、減少した金生産量がもとの生産量と同じ総価値をもつという論法に基づく(Cf. pp.257-9; pp.197-9. 上, 270-2ページ, 参照)。さらに固定税でなく、租税が生産量に比例して課される場合については、当面、生産量は減少せず、したがって金価値は騰貴しない。この時は、租税は「植民地の人々」の負担となり、何の利益ももたらさず、「地代」の負担となる(地代のない最貧鉱の資本は引き上げられるはずだが、リカードウはこれを忘れている)。さらに税が重くなって、租税が第二級鉱山の「地代のすべて」を吸収するだけでなく、「資本の通常利潤をも奪う」ほどになれば、ここからも資本が引き上げられ、生産量がさらに減少し、金価値が(反比例的に)上昇する。そうなれば、すでに指摘した固定税の場合と同様の「効果」が生ずる(Cf. pp.259-60; p.199. 上, 272-3ページ, 参照)。